

令和4年度普通会計決算認定特別委員会

令和5年10月12日（木）

〔委員会の概要 保健福祉部関係〕

山西委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（11時07分）

これより保健福祉部関係の審査を行います。

まず、理事者から説明を受けることといたします。

森口保健福祉部長

令和4年度決算に係ります保健福祉部の主要事業の実施状況及び歳入歳出決算の概要について、お手元のタブレットの普通会計決算認定特別委員会説明資料により、御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

令和4年度保健福祉部主要施策の成果の概要でございます。

まず1点目は、柔軟で強靱な保健・医療・福祉の構築でございます。

（1）新型コロナウイルス感染症対策とアフターコロナを見据えた新たな取組の推進といたしましては、①新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、有症状者等への行政検査やゲノム解析による変異株検査の体制を強化したほか、感染の不安や後遺症の悩みを抱える県民の皆様からの相談に応える24時間体制の相談窓口を継続して運営いたしました。

②徳島県保健・医療提供体制確保計画に基づき、入院受入病床の確保や宿泊療養施設の運営、サポート医師による自宅健康観察者の診療など、適切な療養環境の確保に努めました。

⑤、⑥県民の皆様が安心して医療を受けられるよう、オンライン診療、服薬指導ができる環境を整備し、へき地医療の向上につなげるとともに、5G技術を活用した高度な遠隔医療システムを整備し、地域における医療格差の解消を図りました。

⑩重症化リスクが高い方が入所、入院されている施設等において、職員に対する検査等の体制を強化いたしました。

続きまして、4ページを御覧ください。

（2）持続可能な医療・介護・福祉提供体制の構築といたしましては、①徳島県保健医療計画に基づきまして、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの総合的な推進を図るため、病床機能の分化・連携の推進、心血管疾患等の疾病への対応の充実、救急、小児、在宅医療等の医療提供体制の整備、医療従事者の養成、確保に努めてまいりました。

②公的部門における成長と分配の好循環の実現を図るため、介護、障がい福祉、看護等の職員の収入引上げに係る取組を支援いたしました。

③医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の勤務環境改善に向けた取組を支援いたしました。

⑥介護職員の業務負担の軽減を図り、介護人材を確保いたしますとともに、科学的介護に基づく質の高いサービスの提供を実現するため、ICTや介護ロボットの導入を支援い

たしました。

⑨コロナ禍の長期化や電気料金等の高騰の中で、県民生活に必要な医療・福祉サービスの提供の確保を図るため、医療機関や社会福祉施設等を支援いたしました。

5ページを御覧ください。

(3) 複合災害への備えといたしましては、①大規模災害時においても円滑に医療を提供できる体制を整備するため、医療機関に対するBCP策定支援や施設の耐震化・浸水対策への支援などを行いました。

②妊産婦や乳幼児が安心して避難できるよう、避難所に必要となる資機材の整備を支援し、避難所の受入体制を強化いたしました。

(4) 国保財政の安定的な運営といたしましては、①国保の持続的かつ安定的な運営を推進するため、保険料の軽減措置や市町村の実情に応じた財政調整などに取り組みますとともに、④国保から後期高齢者医療へと引き継がれる地域の健康課題を可視化し、生活習慣病の重症化予防に向けた医療連携を進め、市町村の国保事業支援を推進いたしました。

(5) 薬務行政の適正な推進といたしましては、①県内で製造される医薬品、医療機器等の有効性、安全性の確保及び適正使用を推進いたしますとともに、③ジェネリック医薬品につきましては、県民への普及啓発や医療関係者への働き掛けにより使用促進を図り、医療費の適正化につなげてまいりました。

6ページを御覧ください。

2点目は、子供を産み育てやすい社会の実現でございます。

(1) 妊娠・出産及び女性の健康の包括的支援といたしましては、急な子供の疾病に対応するため、小児救急を担う医療機関の連携強化を図りますとともに、徳島こども医療電話相談の周知及び円滑な運用を行い、質の高い小児救急医療提供体制の確保に努めました。

(2) 誰一人取り残さない育成環境の整備といたしましては、①ヤングケアラーに対する支援体制を構築するため、実態調査を行い、課題の整理を行いますとともに、介護支援専門員等専門職への研修を行い、ヤングケアラーに対する認識の統一を図りました。

②医療的ケア児とその御家族が住み慣れた地域で安心できる生活を確保するため、徳島県医療的ケア児等支援センターを整備し、センターを核とした支援体制の構築を推進いたしました。

7ページを御覧ください。

3点目は、安心して暮らせる社会の構築でございます。

(1) 共生社会の深化といたしましては、①障がいのある人もない人も暮らしやすい社会を実現するため、手話等の意思疎通の支援体制を構築するとともに、日常生活において心のバリアフリーの実践につなげるアンバサダーの養成を推進いたしました。

②障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、就労製品の魅力向上や販路の多角化の支援、農業に取り組む施設へのデジタルを活用した技術的支援等により、就労分野の多様化を図りました。

⑤県民が生涯にわたり健康で生きがいを持って活躍できる社会づくりを実現するため、高齢者一人一人が栄養・運動・社会参加の三要素を柱とするフレイル予防に取り組みやすい環境を整備いたしますとともに、⑥高齢者の生きがいづくりと介護人材の確保を図る介

護助手制度の普及促進などに努めました。

⑦多様化する生活困窮者の支援ニーズに対応するため、個々人に応じた相談支援の実施、官民連携による支援体制の構築、民間団体を通じた食料支援などに取り組みました。

8ページを御覧ください。

(2)健康寿命延伸に向けた取組の推進といたしましては、①健康徳島21の計画に基づき、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を図るため、とくしま健康ポイントアプリ「テクとく」の更なる活用やシニアフィットネスの開催による運動習慣の定着を推進いたしました。

②徳島県循環器病対策推進計画に基づき、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発を行うとともに、循環器病を予防する健診の普及や取組の推進、医療提供体制の構築、循環器病の研究推進などに努めました。

以上が、保健福祉部の主要施策の概要でございます。

9ページを御覧ください。

こちらのページから39ページにかけて、主要事業の内容及び成果について記載させていただきます。

続きまして、40ページを御覧ください。

歳入歳出決算の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入決算額でございます。

最下段の計の欄を横に御覧ください。

保健福祉部全体では、予算現額606億6,474万4,650円に対しまして、調定額は503億4,462万1,858円で、収入済額は501億4,113万3,597円となっております。

なお、不納欠損額は417万5,908円となっております。主なものといたしましては、生活保護法による返納金について、消滅時効が成立したことによるものでございます。

また、収入未済額は1億9,931万2,353円となっておりますが、主なものといたしましては、生活保護法による返納金などの未収金でございます。

41ページを御覧ください。

一般会計の歳出決算額でございます。

最下段の計の欄を横に御覧ください。

保健福祉部全体で、予算現額1,221億3,709万5,650円に対しまして、支出済額は1,065億1,819万8,660円となっております。

また、翌年度繰越額は14億7,493万3,000円、不用額は141億4,396万3,990円となっております。予算現額と支出済額との差156億1,889万6,990円は、翌年度繰越額と不用額の合計となっております。

42ページを御覧ください。

特別会計の歳入決算額でございます。

最下段の計欄を横に御覧ください。

国保・地域共生課と医療政策課で、予算現額757億6,443万2,000円に対しまして、調定額と収入済額はいずれも752億7,570万1,028円となっております。

次に、特別会計の歳出決算額でございます。

最下段の計欄を横に御覧ください。

予算現額765億6,143万2,000円に対しまして、支出済額は733億3,825万1,437円となっております。

決算の概要説明は以上でございます。

御審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。

山西委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

平山委員

丁寧な説明ありがとうございます。私からは、説明資料41ページの感染症対策課の不用額について、お伺いいたします。

感染症対策課の不用額が96億3,000万円余りとなっておりますが、その理由についてお伺いいたします。

井口感染症対策課長

感染症対策課の不用額の理由でございます。

多額の不用額が生じた要因としましては、その多くは新型コロナウイルス感染症への対応としまして、年度末まで万全を期して対応するためでございます。

また、医療費の公費負担についても予算計上しておりまして、執行に支障を来さないため予算計上していたものの、結果として不用が生じたものでございます。不用額が大きな事業といたしましては、入院患者のための病床確保事業が48億円余り、軽症者等の療養体制確保事業、こちらは宿泊療養施設の運営でありますとか自宅療養者の健康フォローアップであるとか支援物資の事業でございますが、こちらが23億円余り、治療等の公費負担の経費であるとか病院での行政検査の費用に係る感染症流行予測・発生動向調査事業で7億円余りというところでございます。

それぞれの不用の理由は、新型コロナウイルスにつきましては変異を繰り返しながら感染の波が絶えず起こってきたところでございます。感染状況の見通しが不透明なところでございました。常に前回の感染拡大の波を超える感染拡大に警戒しながら、十分な予算を確保する必要があったところでございまして、最終的な実績額が見込みより少なかったことにより不用が生じたものでございます。

平山委員

ウイルスは変異を繰り返す特性があり、感染状況の見通しが不透明であるという理由でございました。

続いて、予算計上の見込みが甘かったという意見もあるかと思いますが、どのように考えているか、所見をお伺いします。

井口感染症対策課長

予算計上の見込みが甘かったのではないかという意見もあるかという御質問でございます。

予算計上時におきましては、医療機関に対する最大限の支援と軽症者等への療養体制の確保を確実にを行うために十分な予算を精査しまして、お願いしていたところでございます。

各事業の積算におきましては、施設ごとの補助単価について補助可能な上限額を最大値に設定するとか、施設数や療養者数については想定される最大規模で設定してございまして、医療提供体制や療養体制が確実に確保できるよう、十分な予算額を積算したところでございます。

また、その財源につきましては全額、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を最大限に活用することで、県の一般財源等の負担を最小限に抑えつつ十分な予算を確保してきたところでございます。

事業実施の結果としまして不用が生じておりますが、感染状況が不透明な中で医療提供体制、療養体制を確実に維持、確保しまして、新型コロナウイルス感染症を迎え撃つ体制構築のために必要な予算を計上してきた、今までお願いしてきたところでありますので、御理解を頂きたいと考えております。

平山委員

この不用額の多くは全額国費となる緊急包括支援交付金を有効に活用したとのことですが、どういった交付金であるか教えてください。

井口感染症対策課長

緊急包括支援交付金はどういった交付金であるかという御質問でございます。

緊急包括支援交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応としまして、緊急に必要なとなる感染防止対策や医療提供体制の整備等について、相談、検査、療養といった部分につきまして、地域の実情に応じ柔軟かつ機動的に実施することができるよう目的を限定された交付金となっております。

個々の事業によりそれぞれ上限額もありますが、基本的には全額、国費が10分の10と言われるものでございまして、そういったことが可能ではありました。

また、この有利な財源を最大限に活用しまして、一般財源を可能な限り抑え、新型コロナに対応する医療提供体制であるとか療養体制の確保をしっかりと行ってきたところでございます。

平山委員

多くの不用額となりましたが、常に最悪のケースを想定しながらの国家的危機事象に対して必要な予算であったと理解いたしました。現在も、私の地元である海部病院をはじめとする医療現場、医療従事者、また高齢者施設等でのコロナ対策を行っているとお聞きしております。

県職員も含め状況の変化に迅速な対応をしていただいたと認識しております。県民に寄り添った取組に感謝申し上げます。引き続き、関係機関や関係者と連携しながら、県民の

安心・安全のためにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

達田委員

私は感染症対策についてお尋ねをしたいと思います。

どの部署でもお聞きしているんですけども、感染症対策課で非常に大きい予算額が出ております。先ほども御質問がございましたけれども、非常に予算が大きい、そして予算現額と支出済額の比較も大きい額になっております。

そういう中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がどれだけ入ってきて、そしてどれだけ令和5年度に繰り越されたのか、そして、感染症対策として事業がたくさんあったと思うんですけども、主にどういう事業が行われたのか、お尋ねしたいと思います。

和田保健福祉政策課長

今、達田委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての御質問がございました。

令和4年度から今年度への繰越金が約3億1,000万円、そのうち交付金を充当したのが約2億2,000万円となっております、今年度の予算現額が約107億2,000万円となっております。

保健福祉部におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源の一部といたしまして活用した事業のうち、令和4年度の繰越金を令和5年度の事業に生かしました事業予算現額につきましては約107億2,000万円となっております。そのうちの繰越金につきましては約3億1,000万円となっております。

達田委員

その臨交金で非常にたくさんの事業を行って、県民の感染症対策そして命を守ることに使われてきたわけですけども、この中で、特に軽症者等の療養体制確保事業というのがありました。これについてお尋ねしたいんですけども、なぜお伺いするかと言いますと、コロナにかかって病院にも入れてもらえない、宿泊療養所にも入れてもらえないということを令和4年度に何人もお聞きしたんです。どういうふうな運営がされてきたのかわかるということをお尋ねするんですけども、宿泊療養施設が幾つ用意されて、ベッド数が幾つであって、そしてそこに入所された方が何人おいでたのでしょうか。

井口感染者対策課長

宿泊療養施設の運営等についての御質問でございます。

宿泊療養施設につきましては、令和5年1月31日で最後の段階になりますが、こちらの段階で6施設454室、最大規模の場合は令和4年9月に当時7施設運営しておりまして、580室を確保してきたところでございます。

また、令和4年中の宿泊療養施設を利用された方の人数になりますが、利用者数を延べ人数でお答えさせていただきます。令和4年中は延べ人数で3万285人の方に宿泊療養施

設を御利用いただいたこととなります。

達田委員

今、自宅で療養する方がいらっしゃるわけですがけれども、令和3年度もそうでしたが、令和4年度のときに非常にたくさんの方が自宅療養をしなければならないということで、病状がだんだんと重くなってしまった方もお伺いしました。

宿泊療養所に入れていただいたら安心できるわけで、家でお部屋もそんなに多くないし、隔離もなかなかできないし、こういうところがあったことがすごく有り難かったんですけども、なかなか頼んでも入れてもらえなかった数はつかんでおられるのでしょうか。

井口感染症対策課長

すいません。御質問の人数等については把握しておりません。

達田委員

今はコロナの対応が変わってしまいました。令和4年度は入院しても宿泊療養施設に入っても検査しても治療を受けても、みんな無料でやっていただいたんです。安心してお任せできたんですけども、今はお金が掛かるようになってきてしまいました。

しかし、先ほども申しましたが、コロナがなくなったわけじゃない。もしかしたら、うっかりしてたらどんどんとまた感染が広がるかもしれないおそれがあるわけです。そういうときに、自宅でじっとおってくださいと言われても、なかなかできない人もいらっしゃるわけです。

ただ、入院するほどでもない、宿泊療養かなっていう、令和4年度にとってたような措置もなくなってしまったわけですがけれども、コロナにかかって健康が守れないかもしれない方をどういうふうにしてフォローしていくのか、何か新しい対策を講じていく予定なんでしょうか。

井口感染症対策課長

今後どうしていくのかという御質問でございます。

五類移行に合わせまして、県では検査が必要かどうか、病院はどこだという御質問に対応できる受診・相談センターを引き続き運営させていただきまして、受診につなげることもしております。

またその後、コロナで陽性になられた方につきましては、自宅療養という方が多くいらっしゃると思います。こちらの方につきましては、自宅での療養についての御質問であるとか、相談窓口も引き続き運営させていただいております。今年度の10月以降にも引き続き実施させていただいておりますので、相談いただきながら自宅療養に努めていただきたいと思いますと考えております。

達田委員

是非、県民の感染症予防、そして健康を守る対策を続けていただきたいと思いますんですけども、何よりもお金です。国からちゃんとお金が出たからできたという面が大きいわけですが

けれども、国に対して県として、感染症予防対策それから治療対策はどういうふうな予算要望をされてるのでしょうか。

井口感染症対策課長

来年4月から通常の医療提供体制への移行を目指すというところで、現在、国のほうで対策を実施しております。県につきましては、この10月以降、新たな制度の中で運営しているところでございます。

今、委員のお話の内容はお薬の負担であるとかと考えられますが、当然、来年以降、通常の医療になりますと、自己負担等が懸念されるところでございますので、県におきましても、全国知事会を通じまして引き続き要望等はしていっておりますので、しっかりと要望していきたいと考えております。

山西委員長

達田委員に申し上げますが、決算認定特別委員会でございますので、前年度決算を中心に御質疑をお願いしたいと思います。

達田委員

是非とも国に対してもしっかりと要望していただいて、健康を守るための予算確保に頑張っていただきたいということを申し上げて、終わります。

庄野委員

1点質問させてもらいますけれども、その前に、令和4年度の決算でございます。

保健福祉部におかれましては本当にコロナ関係の予算が大きく使われておりますけれども、その間の御苦勞それからいろんな部局との連携等々で、職員さんも超過勤務を含めて大変だったろうと思います。ようやく二類から五類になって、いろんな経済活動が活発になってきましたけれども、本当に皆様方の賢明なお仕事、努力があって、県民の命と生活が守られてきたと、私も心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

大変な状況は私も察するところでありますけれども、これからも県民の暮らしと命を守るために頑張っていただきたいと、そのことを冒頭申し上げておきたいと思っております。本当に御苦勞様でございます。

質問は令和4年度の決算についてでありますけれども、説明資料の35ページでございます。とりわけ今の社会は格差が広がる社会と言われておりますけれども、やっぱり共生社会、みんなが協力して助け合いながら共に暮らしていけるような優しい社会をつくっていくことが、今の時代に求められていると私は常々思っているんです。その中で、「awanowa」がつなぐ「障がい」理解促進事業と障がい者いきいき活躍就労促進事業で218万円の予算と1,979万9,000円の予算が使われております。awanowaっていうのは、特に障がい者の施設で藍染めとかお菓子を作って、それを広げたもので、収益を工賃等々に利用したりしているようにも思うんですけれども、この「awanowa」がつなぐ「障がい」理解促進事業の中身と成果、それと障がい者いきいき活躍就労促進事業の工賃向上を図るための内容と成果等々についてお聞かせいただけたらと思っております。

木下障がい福祉課長

とくしま障がい者就労支援協議会とかawanowaを中心としまして、障がい者の就労促進に関わる御質問を頂きました。

障がいのある方が住み慣れた地域で自立して生活を送るためには、その特性に応じた就労機会の確保により、工賃の向上を図ることが不可欠であります。これまで就労支援施設等で働く利用者の方の工賃を引き上げるため、NPO法人とくしま障がい者就労支援協議会と連携いたしまして、共同受注窓口の設置による効果的な販売体制を確立するとともに、設立しました就労製品の統一ブランドをawanowaと名付けておりますが、それによります阿波藍をはじめ徳島らしさを付加した新商品の開発、マスコットキャラクターの開発やパッケージ等に使用する新デザインの導入などの商品力の強化に取り組んできたところでございます。

令和4年度の取組といたしましては、商品開発や既存商品の見直しを行い、ECサイトawanowaオンラインショップに掲載できる商品を充実させてまいりました。

具体例としまして、障がい者の方が参加しやすく、個性のある柄に仕上がる藍染めの技法であります筒描^がの実技指導を行いまして、差別化できる商品作りを行いました。

また、和三盆クッキーの商品価値を高めるため、既存のパッケージを見直し、贈答品向けの高級感がある商品作りなどを行ってきたところです。

また、awanowaオンラインショップに障がい者マイスターと認定された方々の優れた技術や技能を紹介する特集ページを作成しまして、発注機会の増大や障がい者への理解促進を図ってまいりました。

さらに、販売機会を創出するため、定期的に障がい者交流プラザにおいて開催しているawanowaエンカルマルシェをはじめ、フジグラン北島において藍染め商品をメインにしたイベントを開催したり、千葉県や福井県で開催されました全国社会就労センターで生産、製造された商品提示を販売する全国ナイスハートバザールへの参加など、県内外合わせて21回の販売会を開催し、就労製品の販売を促進してきたところです。

これらの継続した取組によりまして、令和3年度における徳島県の就労支援施設の平均工賃は全国で2位となっております、高水準を維持しているところです。

今後の展開としましては、本年度はとくしま障がい者就労支援協議会に就労施設が提供可能な製品や作業を検索できるデータベースと、ネットでのオーダーが可能となる受発注システムを搭載した、あるんじょポータルサイトを新たに構築し、企業や団体の認知の獲得につなげていくこととしております。

今後とも障がいのある方々の安定的な働く場の確保と、工賃の一層の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

庄野委員

新聞でも報道されてましたけれども、全国的にも工賃がかなりアップしているということで、有り難いことだなと思います。

それと、いろんなところで販売会等々にも参加されているということで、これらも今後継続して拡大して行ってほしいなと思います。

あと昨日もふるさと納税の話をさせてもらったんですけれども、返礼品にその商品を使うような場面というのは、今はどうなってるんですか。量が確保できるようになれば、県のふるさと納税の返礼品みたいなことも考えてみたらいいのかなと思いましたけれども、そこらはどうなんですか。

木下障がい福祉課長

ふるさと納税の県の返礼品に就労製品を取り扱っていただけるかということですが、今後研究してまいりたいと考えております。

庄野委員

立派な製品だと思うので、是非そんなことも考えて、収入アップ等々にもつなげていけたら有り難いかなと思いますので、よろしくお願いします。

沢本委員

部長の御説明の中でありました、ヤングケアラーに対する支援事業なんですが、ヤングケアラー介護サポート事業とヤングケアラー障がいサポート事業がありまして、その中で実態調査がされております。どのような調査がされて、現状、ヤングケアラーにある子供たちがどれぐらいいるのか、教えていただけたらと思います。

坂野長寿いきがい課長

まず、ヤングケアラー介護サポート事業について御説明いたします。

この調査につきましては、未来創生文化局が実施いたしました、小学生から高校生対象のケアを行う子供の実態調査に合わせまして、ケアを必要とする高齢者の方の側からアプローチし、ヤングケアラーの解消に向けた支援につなげるための状況把握と課題整理を行い、今後の施策に反映することを目的として実施したものでございます。

実施に当たりましては、介護支援専門員協会理事らで構成いたします検討会を立ち上げまして、調査対象や内容、手法の検討等を行いまして、包括支援センターや指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員や保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等にアンケートとヒアリングを実施したものでございます。

アンケートの中で、直近1年以内にヤングケアラーがいたと回答した方につきましては、対面や電話による個別ヒアリングを行いまして、その中で出てきましたのが4件、5人の方が該当するというので、そのうち必要なサービスを受けてない等の状況が判明した方については、市町村と連携し、適切なサービス確保につなげる等、対応したところでございます。

木下障がい福祉課長

続きまして、ヤングケアラー障がいサポート事業につきまして、御説明申し上げます。

障がいのある方の中には、適切な障がい福祉サービスを受けていないことなどにより、子供たちに過度な家事や幼いきょうだいの世話などの負担が生じている場合がございます。

障がい福祉課では、令和4年度、障がい者がいらっしゃる御家庭のヤングケアラーの実態把握を目的といたしまして、障がい福祉サービスの相談窓口である相談支援専門員が調査員となりまして、調査を実施いたしました。

協力いただいた相談支援事業所が担当する障がい者・児がいる752世帯のうち、ケアラーの定義に当てはまるとされる世帯を絞り込み、担当の相談支援専門員が直接家庭に出向き、家庭状況や障がい福祉サービスや支援の状況について聞き取りによる調査を行いました。

調査の結果、ヤングケアラーに該当する可能性があると思われる世帯は4.3パーセント程度であったものの、既に障がい福祉サービスを受けており、緊急の支援を要する状況にある世帯はありませんでした。

こうしたケースについては、今後どのような支援が必要であるか、引き続き相談支援事業所で状況確認を行っていくこととしております。

また、今回実態調査を行うに当たりまして、相談支援専門員に対し事前に研修を実施したことによりまして、ヤングケアラーに対する支援者側の理解促進や意識の醸成が図られたところでございます。

さらに、令和5年度におきましては、調査結果や関係者等の意見を踏まえて、支援者向けのヤングケアラー支援マニュアルを作成することとしておりまして、アウトリーチによるヤングケアラー支援につなげるとともに、福祉、教育等の関係機関と連携し、ヤングケアラーに対する支援体制の推進に努めてまいりたいと考えております。

沢本委員

介護サポートにかかっているヤングケアラーの子供は5人、障がい者の方が家族において、そのサポートに当たられるヤングケアラーに緊急性を要する方はいないということによろしいですね。

テレビコマーシャルとかを見てまして、子供たちが家族のサポート、ケアに入って、学業だったり運動だったり遊びも含めて、本来子供が子供らしく生活できていないことが非常に気になるんですけども、今後この調査は継続的に行っていくられるのでしょうか。

坂野長寿いきがい課長

令和4年度に実施いたしましたこの実態調査につきましては、ヤングケアラーについての認識が十分でないとか、ヤングケアラーの解消に向けた支援方法について課題が明らかになったところでございます。

このため、令和5年度におきましては、介護支援専門員等の方がヤングケアラーについて認識し、必要な支援につなぐことができるよう関係機関と連携し、チェックリストやマニュアル等のツールの作成や研修を実施することで、高齢者等へのケアを原因とするヤングケアラーの発生の防止を今実施しているところでございます。

マニュアル等の作成や研修等の実施に当たりましては、教育委員会や未来創生文化部からも、教育や子育ての支援面からの助言や講師、関係者としての参加をお願いして、ヤングケアラー把握から関係機関への連携、支援につながるまでの課題整理と情報共有を図っているところでございます。

沢本委員

行政の業界誌の記事で紹介があったんですが、川口市では子供たちに実態調査をされているってことなんですけども、そういうことをやられるお考えはございますか。

福壽保健福祉部副部長

支援される側と言いますか、必要とされる児童生徒に対して調査とかされたことがあるかという御質問かと思えます。

そこにつきましては、未来創生文化部、教育委員会等が無記名で実施されたと聞いておるところでございます。

沢本委員

引き続き、実態の把握に努めていただくとともに、必要な支援を行っていただけたらと思います。

説明資料の7ページに、最後のセーフティネットとして生活保護のことが書かれてあります。40ページに、歳入決算額の不納欠損額で生活保護返納の消滅と収納未済額、生活保護の返納額1億9,000万円とあるんですが、これは単年度ですか、累積ですか。

加藤国保・地域共生課長

これは令和4年度の決算となっております。

沢本委員

単年度で収入未済が発生した額がこれだけですか。

加藤国保・地域共生課長

滞納額につきましては、生活保護を受けられている方が、過去に収入があったのに申請していないのが後で見付かったというのがたくさん積み重なっていて、発覚した時点で返していただくことになるんですけども、現状として生活保護を受けている、お金がないという状況で、過去の100万円、200万円、たくさんの方が収入を取って使われていたという状況が発覚して、これを少しずつ返してくださいねっていう話になるんですけども、返していただくこうとすると生活保護を頂いてる中から返していただくようになるので、月に1,000円とか2,000円とか3,000円とか、そんなレベルで返していると、とても追い付かない状況の中で、高齢者の方が多いので、結局お亡くなりになったりして、もうどこからも頂けないというのが実態としてございます。これがある程度年単位で固まってきて、未済額として、このタイミングで御報告をさせていただきました。

沢本委員

よく分かりました。それでお伺いしたいことなんですけども、生活困窮者自立支援事業が行われております。生活保護に至る前の自立支援策と、それと先ほどの部長の御説明でもありました生活保護受給者の自立助長、保護適正化、就労支援、就学支援の適正化の取組が

書かれております。ここの点を教えていただけたらと思います。

加藤国保・地域共生課長

ただいま沢本委員より、まず生活困窮者自立支援事業の内容について御質問を頂きました。

雇用の状況や収入が不安定な方、ひとり親家庭ですとか家族の介護を抱えている方、気持ちの問題からひきこもりになって、なかなかお仕事に就けなくなって、最終的に生活に困窮してしまう方など、それぞれの事情から生活保護の制度の要件は満たしていないけれども、十分に支援が行えずに多くの生活困窮者、生活に困られてる方を生んでしまっている現状を踏まえまして、その前段階で相談業務を中心に就労相談や心のケア、介護などの各種支援窓口へつなぐことで生活困窮から抜け出せる、自立の道を探る事業として、生活困窮者自立支援事業を展開しております。

具体的に、生活困窮者自立支援事業として、県とそれから8市にあります福祉事務所におきまして、一人一人の状況に応じて、こうやったら自立した生活につながれるというような自立支援プランを作成いたします自立相談支援事業、それから経済的な自立に向けて日常生活や社会活動それから就労の訓練を、実際お試して働きに行ってもらう就労準備支援事業、それから家計の使い方がよくなってお金が残らないというようなこともケアしていくということで、家計の状況の見える化など、家計改善の支援を行う家計改善支援事業などのメニューを作りまして、このメニューに基づいてそれぞれの福祉事務所で生活困窮者の皆さんの相談に応じて相談支援を実施しているというのがこの事業になっております。

もう一つ御質問いただきました、生活保護を受ける方の自立支援策につきましては、生活保護っていうのは最低限の生活を保障する上で自立を促進していくことを目的とするということでありまして、働くことができる生活保護受給者に対しては就労支援を行って、積極的に生活保護から抜け出していただくことが必要であると認識しております。

こちらにつきましては、県と8市にございます福祉事務所におきまして、被保護者の皆さんへの就労支援事業を実施しておりまして、就労支援員という形で人員を配置して、就労に関する問題について相談に応じて必要な情報の提供、助言を行っているところでございます。

特に、被保護者の方に働く場を効果的、効率的に支援していくために、県と労働局の間で生活保護受給者等の就労自立促進事業の推進に関する基本協定を締結しておりまして、福祉事務所がハローワークに御紹介する形で、一体的に生活保護を受けている方にお仕事を紹介してもらって、そちらの仕事に就いていただけるようにあっせんしていくというのを、ハローワークさんと協同して展開しているところでございます。

沢本委員

私の周りにも何年か前に生活保護から就労につながった方がおいでるのですけれども、令和4年度で自立につながった実績はございますでしょうか。

加藤国保・地域共生課長

就労相談、マッチングにつきましては、ハローワークさんで公表されている情報に基づきますと、令和3年度の実績で生活保護を受けられている方で72%の方にお仕事をあっせんしてマッチングできたというメディアリリースがされております。

ただ、徳島県の場合は生活保護受給者の6割は高齢者、2割近くは障がい者という状況でございます。正にお仕事に就ける状況にある方がそもそも少ないというのが生活保護の実態でございます。分母が少ないので、70%の方がお仕事に就いてもなかなか生活保護自体が減るという状況に至っていないのが現状でございます。

沢本委員

人手不足と言われる今の世の中ですので、一人でも多くの方が就労していただけるように、引き続き御支援をよろしく申し上げます。

山西委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で保健福祉部関係の審査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（12時02分）